

白山市公正入札調査委員会設置要綱

平成17年2月1日

告示第34号

(設置)

第1条 市は、建設工事、業務委託、物品購入等に係る入札の公正で適切な執行を期し、公正取引委員会等との連携を図りつつ、入札談合及び不適切な入札に関する情報（以下「談合情報」という。）に対して的確な対応を行うため、白山市公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項を調査審議する。

(1) 工事等について入札談合に関する情報を得た場合の次の対応

- ア 入札談合に関する情報の信憑性の審議
- イ 談合の事実の有無の調査（事情徴収の実施）審議
- ウ 入札の執行に関する取扱い
- エ 契約締結に関する取扱い
- オ 公正取引委員会等への通報

(2) 前号に掲げるもののほか、入札の公正な執行を妨げるおそれのある場合の対応

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、総務部に関する事務を担当する副市長をもって充てる。

3 副委員長は、前項の副市長以外の副市長をもって充てる。

4 委員は、総務部長、入札談合に関する情報に係る工事等を担当する部長又は支所長、総務部監理課長及び委員長が指名した者とする。

5 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じて、委員長が招集する。

2 緊急かつやむを得ない事情により会議を開くことができない場合は、委員長は書類の回議をもって会議に代えることができるものとする。

3 委員長は、委員会における調査審議の内容、処理の経過及び結果を市長に報告するものとする。

(意見徴収)

第5条 委員会は、必要に応じて、委員以外の者から意見又は説明を求めることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務を処理するため、総務部監理課に事務局を置く。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日告示第109号の5)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月17日告示第113号の2)

この告示は、平成21年4月20日から施行する。